

議案第71号

備前市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

備前市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市都市公園条例の一部を改正する条例

備前市都市公園条例(平成17年備前市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第33条第1項」を「第33条第4項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

別表第4第3項の表中「3,908円」を「3,980円」に改め、別表第4第4項第1号(体育館使用料)の表中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,020円」を「1,040円」

「

580円	800円
------	------

」を「

590円	810円
------	------

」に、

「520円」を「530円」に、「11,930円」を「12,150円」に、「16,040円」を「16,340円」に、「10,590円」を「10,790円」に、「5,860円」を「5,970円」に、「8,020円」を「8,170円」に、「5,240円」を「5,340円」に、「650円」を「670円」に、「250円」を「260円」に、「320円」を「330円」に、「860円」を「880円」に、「450円」を「460円」に、「6,580円」を「6,700円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「210円」を「220円」に、「3,900円」を「3,980円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「12,571円」を「12,804円」に、「16,848円」を「17,160円」に、「11,145円」を「11,352円」に、「6,220円」を「6,336

円」に、「8,424円」を「8,580円」に、「5,572円」を「5,676円」に、「6,998円」を「7,128円」に、「2,721円」を「2,772円」に、「3,499円」を「3,564円」に、「53円」を「54円」に、「232円」を「236円」に、「699円」を「712円」に、「4,147円」を「4,224円」に、「414円」を「422円」に、「25円」を「26円」に、「63円」を「64円」に、「2,268円」を「2,310円」に、「345円」を「350円」に改め、同号(多目的競技場使用料)の表中「800円」を「810円」に、「210円」を「220円」に、「650円」を「670円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「250円」を「260円」に、「320円」を「330円」に改め、同号(多目的広場使用料)の表中「740円」を「750円」に、「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に改め、同号(温水プール使用料)施設使用料の表中「630円」を「640円」に、「240円」を「250円」に、「3,150円」を「3,210円」に、「1,900円」を「1,930円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、同表プールの部水泳教室の款を削り、同号(温水プール使用料)附帯設備及び備品使用料の表中「210円」を「220円」に、「650円」を「670円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、同項第2号(運動場使用料)の表中「1,337円」を「1,361円」に、「650円」を「670円」に改め、同項第3号(野球場使用料)の表中「740円」を「750円」に、「7,714円」を「7,857円」に、「3,800円」を「3,876円」に改め、同号(多目的広場使用料)の表中「610円」を「620円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「300円」を「310円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「1,660円」を「1,690円」に、「2,770円」を「2,820円」に改め、同号(テニスコート使用料)の表中「1,880円」を「1,910円」に、「2,790円」を「2,840円」に、「3,720円」を「3,790円」に、「700円」を「720円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「2,470円」を「2,520円」に、「500円」を「510円」に、「9,470円」を「9,640円」に、「14,070円」を「14,330円」に、「18,630円」を「18,980円」に、「3,570円」を「3,640円」に、「440円」を「450円」に、「310円」を「320円」に、「2,280円」を「2,320円」に、「430円」を「440円」に改め、同号(グラウンドゴルフ場使用料)の表中「1,430円」を「1,460円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。